

石垣市

成年後見制度 利用サポートブック

「成年後見制度を正しく理解し、正しく利用していただくために」



目次

成年後見制度とは！	3
成年後見制度の種類	4
法定後見制度の3類型と権限	5
法定後見制度の事例	6~7
法定後見制度～申立手続きの流れ～	8
法定後見制度 Q&A	9~10
成年後見制度利用の留意点	11
後見人・保佐人・補助人の仕事	12
保佐人・補助人の代理権（権限）の範囲・内容	13
保佐人・補助人の同意権（権限）の範囲・内容	13
後見制度支援信託と後見制度支援預貯金	14
任意後見制度について	15
任意後見制度～利用手続きの流れ～	16
石垣市の成年後見制度利用促進の取組み	17
市長申立について（石垣市の場合）	18
石垣市の助成制度	19
石垣市成年後見支援センターの役割と機能	20
日常生活自立支援事業について（福祉サービス利用援助事業）	21
日常生活自立支援事業～利用手続きの流れ～	22
権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧	23~25
申立に必要な書類の例	26
参考書式（本人情報シート、診断書）	27~30

成年後見制度とは！



認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々は、自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスなど身の回りの支援を受けるための契約を結ぶことが難しい場合があります。また自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このように判断能力が十分でない方々に対し法的支援を行うことで本人の権利を守り、安心して自分らしい生活が続けられるようサポートするための制度です。

また、成年後見制度はサポートが必要な方々が地域社会に参加し、地域の一員としてともに活躍できる環境（地域共生社会）の実現のための重要なツールの一つとなっています。

ノーマライゼーション

自己決定権の尊重

残存能力の活用

法的支援と3つの理念



成年後見制度は、2つの分野をサポートします！

詳しくは、➡12ページ「後見人・保佐人・補助人の仕事」をご覧ください。



① 財産の管理



お金や不動産など
財産の管理



医療や介護等
へつなげる

② 生活の支援



入退院等、適切な医療
を受けるための対応



税金や保険料、
公共料金、
介護費用などの支払



介護保険認定申請、
障害支援区分認定の
申請



遺産相続への対応



介護・障害サービスや
福祉施設
の利用契約



不利益な契約の
取消し



アパート等住居の
賃貸契約

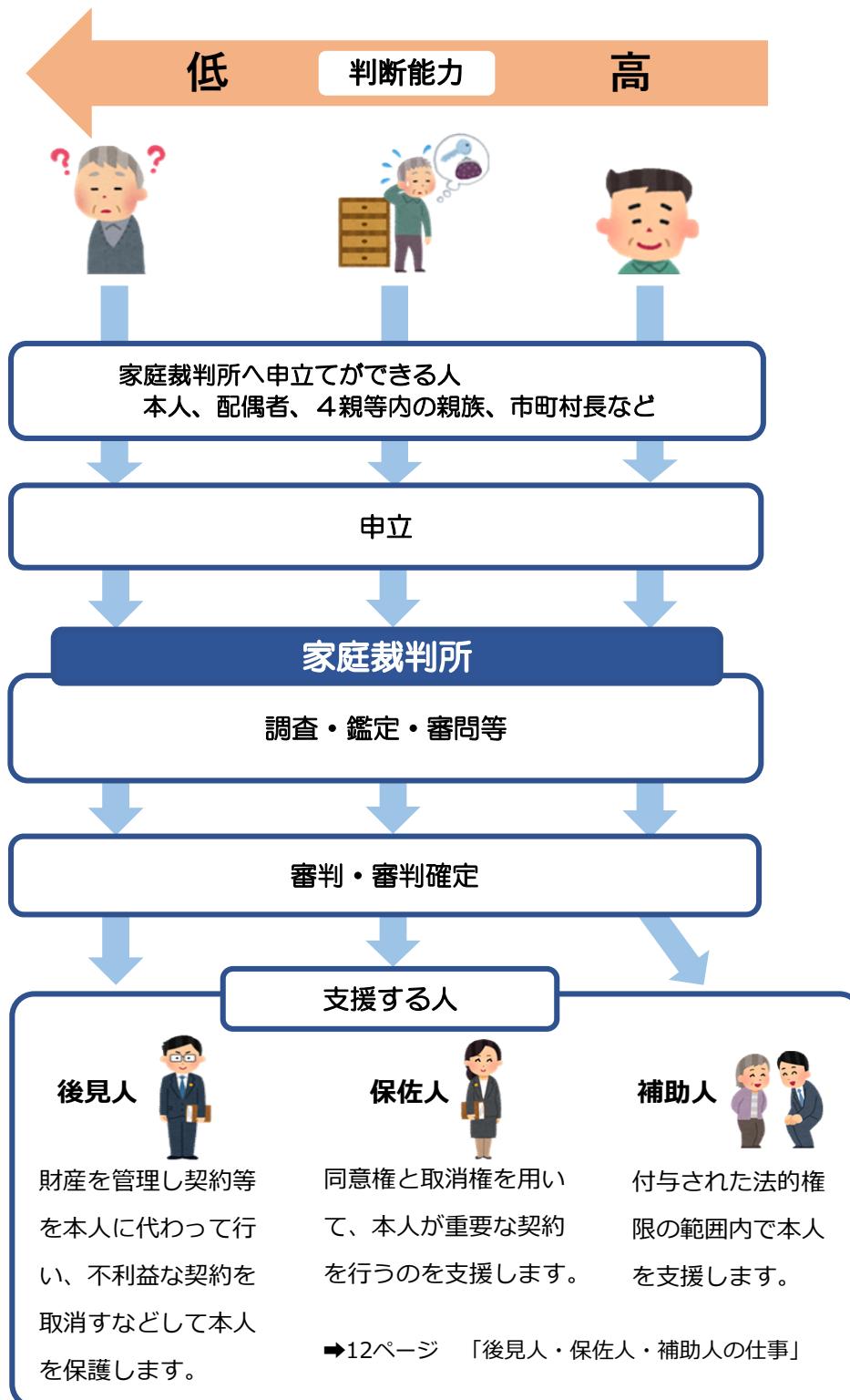
成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

→5ページ

すでに本人の判断能力に低下がみられており精神面・生活面の支援をするために、本人や親族等が家庭裁判所に申立てをして、成年後見人等を選任してもらう制度です。



任意後見制度

→15ページ

本人の判断能力があるうちにあらかじめ信頼できる代理人（任意後見契約受任者）を定めて、公正証書により契約しておく制度です。



法定後見制度の3類型と権限

法定後見制度は、利用者本人の判断能力の程度によって、以下の3類型に分けられています。

判断能力	低	高		
類型（種類）	後見	保佐	補助	
本人の状態	判断能力が欠けているのが通常の状態 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することできない。	判断能力が著しく不十分 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し判断することできない。	判断能力が不十分 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し判断することが難しい場合がある。	
申立ができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長、検察官 等			
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	
後見人等の権限	代理権 同意権 取消権 代理できる行為 取消しが可能な行為	財産に関するすべての法律行為 日常生活に関する行為以外の法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 民法13条第1項に規定の行為、申立の範囲内で与えられた特定の法律行為 日常生活に関する行為は除く	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為

申立・後見人等権限の設定（本人の同意の要・不要）

本人の同意	家庭裁判所へ 申立をすること	不要		必要 →11ページ⑥
	代理権	不要	必要 →11ページ⑥	
	同意権・取消権	不要	必要 →11ページ⑥	

「保佐人・補助人の代理権、同意権の範囲・内容」は →13ページ

代理権（権限）とは… 本人に代わって、本人のために取引や契約を行うこと。

同意権（権限）とは… 本人が重要な財産行為を行う際、保佐人等がその内容が本人に不利益でないかを検討して問題がない場合に同意する権限のこと。

取消権（権限）とは… 本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する法律行為を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして原状に戻す権限の事。



本人の判断能力の程度が、後見・保佐・補助の3類型のどれに該当するかは、医師の診断書を参考にします。

→29ページ（「診断書（成年後見用）」参考書式）



法定後見制度の事例

出典：法務省民事局ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/MINJI/a02.html>)

①本人の状況 くも膜下出血による植物状態

②申立人 妻

③成年後見人 申立人と弁護士

④概要

2年前に本人はくも膜下出血で倒れ意識が戻りません。妻は病弱ながら夫の治療費の支払いや身の回りの事を何とかこなしていました。しかし、本人の父が亡くなり、遺産分割協議の必要が生じたため、後見開始の審判を申立ました。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始されました。そして、妻は、子供と離れて暮らしており、親族に頼る者がないため、遺産分割協議や夫の財産管理を一人で行うことに不安があったことから、妻と弁護士が成年後見人に選任され、妻が夫の身上監護に関する事務を担当し、弁護士が遺産分割協議や財産管理に関する事務を担当することになりました。

後見開始事例 1



①本人の状況 重度の知的障害

②申立人 母

③成年後見人 社会福祉士

④概要

本人は、一人っ子で生来の重度の知的障害があり、長年母と暮らしており、母は本人の障害年金を事实上受領し、本人の世話をしていました。ところが母が脳卒中で倒れて半身不随となり回復する見込みがなくなったことから、本人を施設に入所させる必要が生じました。そこで、本人の財産管理と身上監護に関する事務を第三者に委ねるために後見開始の審判を申立ました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、本人の財産と将来相続すべき財産はわずかであり、主たる後見事務は、本人が今後どのような施設で生活することが適切かといった身上監護の面にあることから、社会福祉士が成年後見人に選任されました。

後見開始事例 2



①本人の状況 中程度の認知症の症状

②申立人 長男

③保佐人 申立人

④概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することとなりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて保佐開始の審判の申立をし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立をしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

保佐開始事例



法定後見制度の事例

出典：法務省民事局ウェブサイト（<https://www.moj.go.jp/MINJI/a02.html>）

①本人の状況 軽度の認知症の症状

②申立人 長男

③補助人 申立人

④概要

本人は、最近お米を研がず炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになりました。また、貸金業者からの借金を繰り返すようになりました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が他人からお金を借りたり、他人の借金の保証人となることについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく貸金業者から借金をしたような場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

補助開始事例



法定後見制度～申立手続きの流れ～

申立準備

● 家庭裁判所窓口を訪問して必要書類を受け取ります

※面接予約が必要となります。

那覇家庭裁判所石垣支部 (→23ページ) 窓口で制度利用の相談を行います。

その際、制度理解のため30分程度のビデオ視聴をしていただく必要があります。



後犬ちゃん

● 申立人を決めます

申立人になれる人・・・本人、配偶者、4親等内の親族 等 →10ページQ8

本人による申立ができず、配偶者、4親等内の親族がいない場合や、いても申立が困難な場合は、石垣市長が申立をすることができます。 →18ページ

● 後見人等の候補者を検討します

※候補者がいない場合でも申立ては可能です。

本人の親族のほか、法律・福祉の専門家 (弁護士、司法書士、社会福祉士 等)を希望することも可能です。

注意！

後見人等は、最終的に家庭裁判所が適任者を選任します →9ページ Q7

候補者が必ず選任されるとは限りません。 →11ページ③

● 「本人情報シート」の作成をケアマネジャー等の相談員に依頼します

本人の判断能力等を的確に判断するため本人情報シートが必要となります。 →9ページQ6

● 「診断書（成年後見用）」の記入を主治医等に依頼します →29ページ

医師が診断する際の補助資料として、作成済みの「本人情報シート」を医師に渡します。

● 必要な書類をそろえます →26ページ

住民票、戸籍謄本 等 (3か月以内に作成されたもの)



申立

● 申立人が本人の住所地（住民票上）の家庭裁判所へ申立てます →11ページ①

※申立時は面接予約が必要となります。

石垣市に住所がある方は、那覇家庭裁判所石垣支部に申立を行います。 →23ページ

審理

● 家庭裁判所が、本人にふさわしい後見人等を選任し、支援内容を決定します

→9ページQ7

家庭裁判所が申立人、後見人等候補者、本人からご事情を確認することができます。

※本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。



審判確定

登記

● 家庭裁判所が審判内容について登記嘱託を行います

本人と申立人、後見人等へ審判結果を通知します。

審判が通知されて2週間以内に不服申立がされない場合、審判が確定します。

登記は審判が確定した後、さらに2週間程度経過すると法務局で「登記事項証明書」の取得ができます。

後見開始

● 後見人等は財産管理や身上保護を行い、活動内容を裁判所へ報告します

監督人がいる場合は監督人への報告から行います。 →12ページ

終了

● 本人が亡くなった場合

● 本人の判断能力が完全に回復したとき

→11ページ②

※成年後見人等が辞める場合(家庭裁判所の許可が必要)であっても、成年後見等自体は終了しません。

法定後見制度 Q&A



Q1 申立書類は、どこにありますか？

A ⇒ 那覇家庭裁判所石垣支部にあります。 ➡23ページ

- 那覇家庭裁判所石垣支部では、成年後見制度を正しく理解していただくため、相談時に説明用ビデオを視聴いただいてから、申立書類一式のお渡しとなります。

Q2 申立てに必要な書類は？

A ⇒ 必要な書類の例は26ページに掲載しています。詳しくは家庭裁判所で確認してください。



Q3 申立から開始までどれくらいの期間がかかりますか？

A ⇒ 審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立から法定後見の開始までの期間は4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

(出典：法務省民事局「成年後見制度、成年後見登記」パンフレット)

Q4 申立てに必要な費用はいくら位かかりますか？

A ⇒ 診断書や書類の請求、印紙や切手代等で約2万円（※鑑定費用を除く）が必要です。そのほか、鑑定を行ったり、書類作成を専門家（弁護士・司法書士）に頼む等を行うとそれ以上かかります。

- 診断書料（※医療機関によって異なります）
- 申立手数料(収入印紙) ※保佐・補助の場合加算あり
- 郵便切手
- 登記手数料（収入印紙）
- その他（住民票、戸籍謄本等）
- 鑑定費用（※裁判所が必要と判断した場合） 50,000円程度



※ 収入印紙は、那覇家庭裁判所石垣支部では購入できません。事前にご準備ください。



Q5 申立て費用は誰が負担しますか？

A ⇒ 申立人が負担します。（家庭裁判所の許可があれば、申立て費用を本人の負担とすることができます。）

申立て費用の負担が困難な場合には、石垣市に助成制度があります。但し、対象要件があります。 ➡19ページ

Q6 本人情報シートって何ですか？

A ⇒ 医師に診断書の作成を依頼する際に、判断能力の診断の補助にしてもらうものです。

本人情報シートは、普段から本人と関わりのある医療・福祉関係者に記入を依頼します。

※医療・福祉関係者とは、病院の相談員、ケアマネジャー、相談支援専門員、施設の相談員、地域包括支援センター等の職員を指します。 ➡27ページ（「本人情報シート」参考書式）

Q7 後見人・保佐人・補助人は誰が決めるのですか？

A ⇒ 申立てを行う際に添付する医師の診断書等を元に家庭裁判所が決定します。

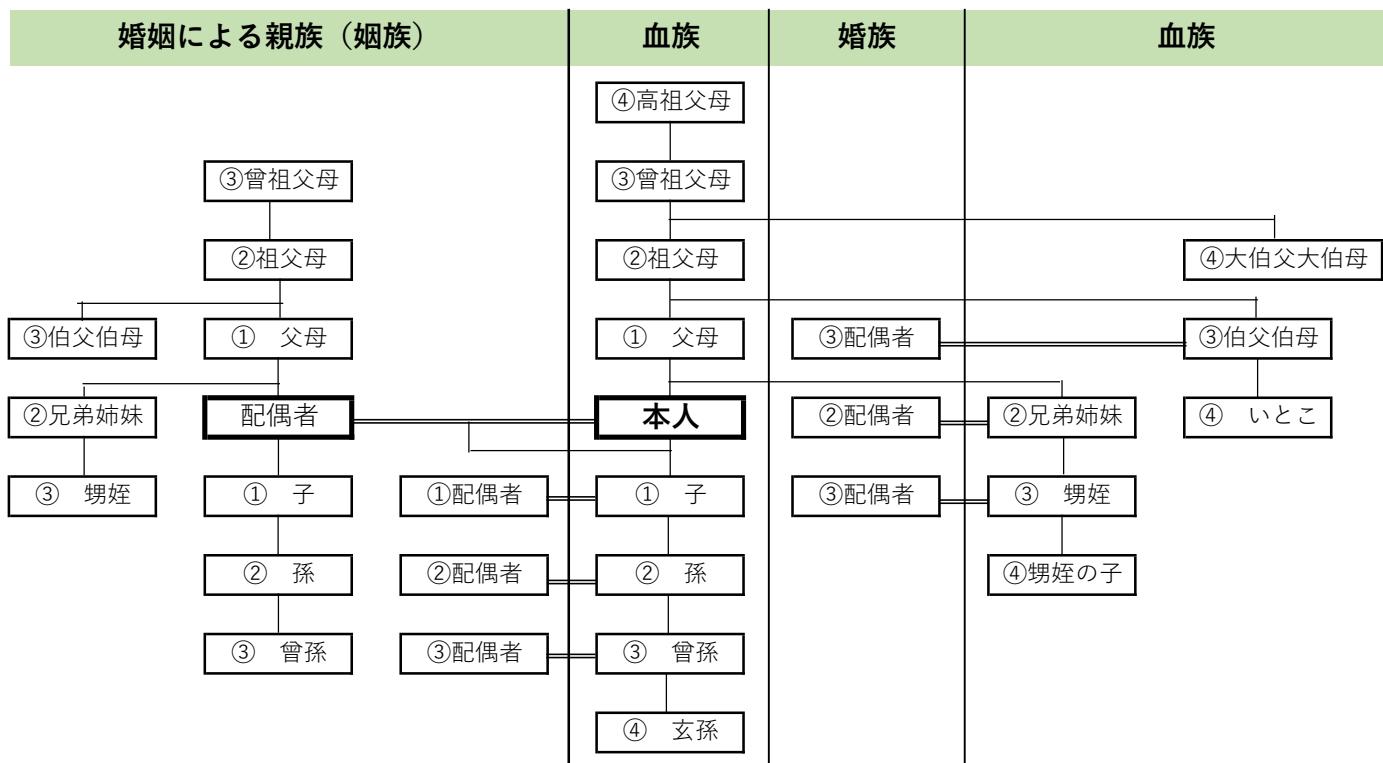
本人や申立人が決めるることはできません。

法定後見制度 Q&A

Q8 申立ができる4親等内の親族は？

A ⇒ 下の図を参考にしてください。 ①1親等 ②2親等 ③3親等 ④4親等

※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の婚族（姻族）です。



Q9 家族が本人の後見人等になりたいときはどうすれば良いですか？

A ⇒ 家庭裁判所に成年後見制度の申立を行う際の申立書に「後見人等の候補者」として、後見人等にしたい親族の名前を記載し申立を行います。

※必ずしも家庭裁判所が親族を後見人等に選ぶとは限りません。 →11ページ⑥

(成年後見人等になれない人) …未成年者、成年後見人等を解任された方、破産者で復権していない人、本人に対して訴訟をしたことがある人・その配偶者又は親子、行方不明の人

詳しく解説！



後見人等候補者の希望を考慮した上で、家庭裁判所が後見人等を決定しますが、本人の財産が多額にのぼる場合や、親族間で意見の食い違いがある場合などは、第三者である弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人等が選ばれる可能性が高くなります。

親族が後見人になった場合でも、基本的に様々な事務作業等は専門職後見人等が行う内容と変わりありません。このため今まで親族として本人の様々な支払いや預貯金の管理を行っていた方であっても、親族後見人になると本人の年間の収支計画を立て、毎月の収入や支出をきちんと記録し、年に一度家庭裁判所に対して財産目録の提出や業務報告を行い、確認を受ける義務があります。→11ページ⑤



注意！

希望した親族が後見人等に選ばれなかったことを理由とした不服申立てや、成年後見の申立そのものの取下げはできません。また、一度後見人等に選ばれると原則として本人が亡くなるまで後見人等の仕事は継続します。 →11ページ①②

注意！

成年後見制度利用の留意点

☑ 申立前の確認事項



- ① 一度、家庭裁判所に後見等の開始の申立をすると、申立人の判断で自由に取り下げることはできません。
- ② 後見人等が選任されると、本人が亡くなるまで、または本人の判断能力が完全に回復するまで続きます。申立人等の都合で途中で終えることはできません。
- ③ 申立人が希望した人（候補者）が、必ず後見人等に選任されるとは限りません。
- ④ 後見人等は本人の財産を適切に維持管理する義務があるので、本人の財産を後見人自身のために使用することや、親族等が支払うべきものを代わりに支払うこと、贈与・貸付は認められません。
- ⑤ 後見人等は、家庭裁判所へ活動報告を行う義務があり、家庭裁判所または後見監督人から監督を受けます。
- ⑥ 申立をする際に、本人の同意が必要な場合があります。
※保佐＝代理権の設定
※補助＝申立、代理権・同意権の設定

支出が不相当とされる可能性があるもの（例）

- ・ 見舞いに訪れる親族への小遣い等
- ・ 金銭の貸付
- ・ 寄付
- ・ 後見人等または親族への贈与（相続税対策の贈与も含む）
- ・ 後見人等名義のローン返済 など・・・本人の利益に反するもの全般



後見人・保佐人・補助人 の仕事

財産管理

【成年後見人等の役割】

- 預貯金通帳・印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金、給料の受取り、公共料金・税金の支払い等）
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消し 等



※ 成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除等）は家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。

注意！



【成年後見人等の役割ではないこと】

- 利益等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替え・支払いなど、本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使等

身上保護

【成年後見人等の役割】

- 日常生活の見守り
- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 入院に関する申込と契約の締結、入院費・医療費の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り 等



注意！



【成年後見人等の役割ではないこと】

- 掃除、買物、介護、通院同行などの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意（生命・身体に危険を及ぼす可能性のある検査や治療行為等で手術、放射線治療、輸血、注射、与薬 等）
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診、入院や施設入所、介護・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等の一身専属的な行為
- 居住する場所の指定
- 葬儀を執り行うこと

家庭裁判所への報告

- ・ 成年後見人等は、一般的には1年に1回決められた時期に、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な監督を受ける義務があります。

後見人等の報酬

- ・ 成年後見人等は、家庭裁判所へ報酬付与の申立てをすることができます。ただし、必ず報酬が付与されるとは限りません。また報酬額は家庭裁判所が決定し、各家庭裁判所によって異なります。

保佐人・補助人の代理権（権限）の範囲・内容

- 申立時に必要な内容を選択し、代理行為目録を作成する必要があります
(※後見人のように包括的な代理権の付与は認められません)
- 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します



1 財産管理関係

- | | |
|--------------|--|
| (1) 不動産関係 | 例) 借家契約の締結・更新・変更 |
| (2) 預貯金等金融関係 | 例) 預貯金や出資金に関する金融機関の一切の取引、新規口座開設 |
| (3) 保険に関する事項 | |
| (4) その他 | 例) 年金・障害者手当・生活保護等の収入に関する諸手続、家賃・公共料金等の支出に関する諸手続 |

2 相続関係

- | | |
|----------|---|
| 3 身上保護関係 | 例) 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払、病院への入院・福祉関係施設への入所に関する契約 |
|----------|---|

4 その他

- | | |
|-------|-------------|
| 4 その他 | 例) 税金の申告、納付 |
|-------|-------------|

5 関連手続き

※ 詳しくは家庭裁判所でご確認ください。 ➡23ページ

保佐人・補助人の同意権（権限）の範囲・内容

(民法13条1項各号所定の行為)

- 申立時に必要な内容を選択し、同意行為目録を作成する必要があります
※（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）
- ※ 保佐の場合には、以下の1～10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立をする場合であっても家庭裁判所への提出は不要となります
- 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します



1 元本の領収または利用

2 借財または保証

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

4 訴訟行為

5 贈与、和解または仲裁合意

6 相続の承認もしくは放棄または遺産分割

7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾または負担付遺贈の承認

8 新築、改築、増築または大修繕

9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借

10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう）の法定代理人としてすること

11 その他

※ 詳しくは家庭裁判所でご確認ください。 ➡23ページ

後見制度支援信託と後見制度支援預貯金

成年後見人に適切に財産を管理してもらうための一つの選択肢として、後見制度支援信託、または後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。

これらの仕組みは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるメリットがあります。

※ 保佐・補助・任意後見では利用できません。

後見制度支援信託・預貯金のイメージ

普段使用しない金銭（特別な預貯金）



報告

指示書の交付

専門職
後見人



※専門職後見人とは、親族以外の後見人等のことです。

指示書を提出

利用契約・解約



指示書に基づく入出金

通常
の管理



現行の預貯金口座

日常生活で必要な金銭
(後見人が管理)



仕組みや手続きの流れ

● 後見制度支援信託等の利用の適否について検討

成年後見人は、本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託等の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約・預貯金契約の締結

家庭裁判所は、後見制度支援信託等の利用に適していると判断した場合は、信託契約や預貯金契約を締結するための「**指示書**」を成年後見人に交付します。成年後見人は金融機関に指示書を提出し、契約を締結します。

● 金融機関からの払戻し・追加信託又は追加預入れ

契約の締結後、金融機関からの払戻しや追加しての信託や預入れを行う必要が生じる場合があります。手続には家庭裁判所が発行する**指示書**が必要となる場合があります。

※ 後見制度支援信託等を利用する際に、専門職が後見人または後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となる場合があります（別途、金融機関の管理報酬が生じる場合もあります）。なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要がなくなれば、専門職は辞任します。

※ 詳しくは家庭裁判所(➡23ページ)、または利用を検討している金融機関にお問い合わせください。

任意後見制度について

任意後見制度は、まだしっかりと自分で判断できるうちに、自分の判断能力が衰えてきたときに備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を誰に頼むか、また、将来の財産管理や身の回りのことについて、支援者（任意後見人）に「どのような支援をしてもらうか」を、自分で決めておくことができる制度です。

本人がその内容を依頼した人（任意後見受任者）と報酬を話し合い、それらの内容を任意後見契約として、「公正証書」に定めておきます。その後、本人の判断能力が不十分になったとき、任意後見受任者等が家庭裁判所へ申立を行い、任意後見監督人が選任された後、任意後見人が本人の支援を開始します。（※任意後見受任者 = 任意後見人）



Q & A



Q1 任意後見人は、どんな人に頼めるの？

A ⇒ 基本的には、支援できる人であればどんな人でも支援者になることができます。（※成人に限る。）

たとえば、自分の子供や孫はもちろん、交流のある甥姪や親しくしていて信用のおける友人、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職等を支援者として選べます。支援者を選ぶことは、非常に重要なことですので、十分に検討して、この人なら任せても安心！と思える人に支援をお願いすることが重要です。

Q2 母は少し認知症の症状が出ているようなのですが、任意後見制度を利用できますか？

A ⇒ ご本人に任意後見契約の内容を正しく判断する能力があれば、契約を結ぶことができます。

その判断能力があるかどうかは、公証人（※法務局石垣支局）が、ご本人に質問するなどして確認して判断します。公証人（※法務局石垣支局）が「ご本人は任意後見契約の内容を理解していない」と判断したときは、「法定後見」の制度を利用することになります。

※石垣市には公証役場がないため、那覇地方法務局石垣支局で手続きできます。

→24ページ



Q3 費用や報酬は、誰が負担しますか？

A ⇒ 任意後見人として仕事が開始され、本人のために任意後見人が支出した費用（交通費、通信費など）や、任意後見契約書で定めた任意後見人の報酬の他、選任された任意後見監督人の報酬などは、本人の財産から支払われます。



①本人の状況 脳梗塞による認知症の症状

②申立人 長女

③任意後見監督人 弁護士

④概要

任意後見監督人選任事例

出典：法務省民事局「成年後見制度、成年後見登記」パンフレット

本人は長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立をしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

任意後見制度～利用手続きの流れ～

契約準備

- 任意後見人になってくれる「任意後見受任者」を決めます

- サポート内容を決めます

- 例
- ・ 在宅での生活が難しくなった時、どのような施設に入りたいか
 - ・ 預金や不動産等、資産の管理をどこまで頼むか
 - ・ 介護契約や医療契約、入退院の手続きが必要になったときに代わりに契約を頼むかどうか
 - ・ 任意後見人の報酬をいくらにするか

- 本人と任意後見契約受任者となる人が、公証役場で任意後見契約を結びます

(※石垣市の場合は「那覇地方法務局石垣支局」で手続きができます。)

サポート内容が決まつたら、本人と任意後見契約受任者が一緒に公証役場（那覇地方法務局石垣支局）へ行き (→24ページ)、「公正証書」による任意後見契約を結びます。

任意後見 契約

任意後見契約にかかる費用（公証役場・法務局への支払いなど） 約2万円程度

- 公正証書作成の基本手数料
- 登記嘱託手数料
- 法務局に収める収入印紙
- 正本謄本の作成手数料
- その他（書留郵送料、住民票、戸籍謄本、印鑑証明など）



※依頼する内容によって異なります

申立準備

- 任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立てます

配偶者や家族、任意後見受任者が、本人の生活状況を把握し、本人の判断能力が不十分になったとき、本人の住所地の家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立てをします。

申立



任意後見監督人選任の申立てにかかる費用 約2万円程度

- 申込手数料（収入印紙）
- 登記手数料
- その他（診断書、郵便切手、戸籍謄本など）

審理

- 家庭裁判所の審理を経て、任意後見監督人が選任されます

そして、任意後見契約受任者が ⇒ 任意後見人となります。

任意後見開始

- 任意後見契約時に決めておいたサポートが始まります

- 任意後見人は任意後見監督人に活動内容を報告します

終了

- 本人もしくは任意後見人が亡くなったとき

- やむを得ない理由で契約を解除するとき（家庭裁判所の許可が必要）

- 法定後見が開始されたとき

(家庭裁判所が法定後見の利用が必要と判断した場合のみ)

石垣市の成年後見制度利用促進の取組み

石垣市では成年後見制度の利用を促進するため、令和5年に「石垣市成年後見制度利用促進促進基本計画」を策定しています。

この基本計画は、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用することで、尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れることを目的としています。

また、石垣市では地域全体で権利擁護支援が必要な人を支える仕組みとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、各種事業を実施しています。

● 具体的な取組み

① 石垣市役所に相談窓口を設置しています。→23ページ

- ・ 障がい福祉課（石垣市障がい者基幹相談支援センター） 電話 0980-87-9211
石垣市字真栄里672 石垣市役所1階
- ・ 介護長寿課（石垣市地域包括支援センター） 電話 0980-84-3333
石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

② 市長申立を行っています。→18ページ

後見人等の選任は、那覇家庭裁判所石垣支部に申立が必要です。その際に、本人に身寄りがいない場合や、いても支援が期待できない場合に石垣市長が申立を行うことで、制度利用が必要な人の支援を行います。

③ 申立費用や後見人等への報酬の助成を行っています。→19ページ

申立人や本人が生活保護受給等で費用負担が困難な場合に、申立に必要な実費や後見人等への報酬の助成を行っています。

④ 石垣市役所に利用促進のための中核機関を設置しています。→20ページ

- ・ 福祉総務課（石垣市成年後見支援センター） 電話 0980-87-5515
石垣市字真栄里672 石垣市役所1階
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進し、①広報・②相談・③利用促進・④後見人支援に取組んでいます。
- ・ 石垣市ホームページ：中核機関（石垣市成年後見支援センター）について



市長申立について（石垣市の場合）

石垣市に住所を有し、判断能力が不十分な認知症等の高齢者、障がい者等であって、成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人及び親族等が申立を行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見等の開始の申立を行うことができます。



→23ページ

相談受付

情報把握

調査

検討・決定

申立書類等の作成

申立

審判

● 市役所（介護長寿課 または 障がい福祉課）へご相談ください

・介護長寿課 地域包括支援センター 電話0980-84-3333

・障がい福祉課 障がい者基幹相談支援センター 電話0980-87-9211

本人が申立を行う判断能力が十分でなく、親族がいない・もしくは不明、または親族による適切な支援ができない状態にあるか等についてお尋ねします。

● 市役所職員が必要な情報の調査・確認を行います。

(確認する内容)

対象者の事理を弁識する能力（物事を判断し、その意思を表すことができる能力）

対象者の生活状況及び健康状況

対象者の親族等の存否（配偶者および2親等内の親族）

対象者の親族等による後見開始等の審判申立を行う意思の確認

対象者が成年後見制度利用を必要とする理由

対象者の後見人等登記の有無（後見開始等の有無、任意後見の有無） 等

※必要に応じ、関係者へ書類の提出などの協力をお願いする場合があります。

● 市長申立の検討・決定

石垣市審判請求検討会議の開催



● 市長申立書類の作成・準備等

申立に必要な書類等を準備します。

家庭裁判所が定める書類等

申立書、申立事情説明書、診断書、登記されていないことの証明書、財産目録、

戸籍謄本、住民票、親族関係図、回答書（親族用）、収支予定表、

介護保険被保険者証・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写し、

その他本人の財産に関する資料等

● 家庭裁判所へ申立て



● 後見等開始の審判

（家庭裁判所が後見等開始の審判を決定します）

・ 審判確定後、法定後見等が開始されます。



※ 申立費用は石垣市が支払います。但し、家庭裁判所で本人に負担能力があると判断された場合は、市が、本人に対して支払った費用の求償を行います。

石垣市の助成制度

石垣市では、成年後見制度を利用した方で、申立費用や後見人等に対する報酬費用の負担が困難な方に対し、必要な費用を助成しています。

申立費用の助成

● 助成の要件

- 1 本人（被後見人等）が①②のいずれかのサービスの対象となる方
 - ① 介護保険サービス
 - ② 障害福祉サービス
- 2 本人（被後見人等）が①～③のいずれかに該当し、なおかつ申立人が④、⑤のいずれかに該当するとき。
 - ① 本人が生活保護を受けているとき
 - ② 本人が資産、収入の状況から、①に準じると認められるとき
 - ③ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるとき
 - ④ 申立人が生活保護を受けているとき
 - ⑤ 申立人の市民税が非課税のとき



● 助成金の額

申立審判請求にかかる実費額となります。

（印紙代、切手代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定費用の実費額）

後見人等への助成

● 助成の要件

- 1 本人（被後見人等）が①②のいずれかのサービスの対象となる方
 - ① 介護保険サービス
 - ② 障害福祉サービス
- 2 本人（被後見人等）が①～③のいずれかに該当し、なおかつ後見人等が④、⑤の両方に該当するとき。
 - ① 本人が生活保護を受けているとき
 - ② 本人が資産、収入の状況から、①に準じると認められるとき
 - ③ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるとき
 - ④ 後見人等が家庭裁判所から報酬の付与を認める審判を受けたとき
 - ⑤ 後見人等が本人の配偶者、4親等内の親族でないこと



● 助成金の額（上限額）

本人が在宅の場合	月額	28,000円
本人が施設にいる場合	月額	18,000円

助成制度の相談は、市役所介護長寿課または障がい福祉課へお問い合わせください。→23ページ

石垣市成年後見支援センターの役割と機能

～成年後見制度の利用を促進するための中核機関～

● 役割

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

- 医療、福祉、法律の専門職団体や地域団体、また家庭裁判所など各関係機関のネットワークづくりを行い、権利擁護（成年後見）に関する制度や情報交換を行うことで、市民へのPR、研修会の開催、相談窓口への支援、後見人等担い手の育成、後見人等の支援を行います。

● 機能

1 広報

- パンフレットの配布・研修会やセミナーの開催等、広報・啓発を行います。



2 相談

- 相談窓口で受けた相談の中で、困難事例等についてサポートを行います。
- 支援チーム（後見人等、親族、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員等）の困難事例に対しサポートを行います。※支援チームは下記の図のイメージです。



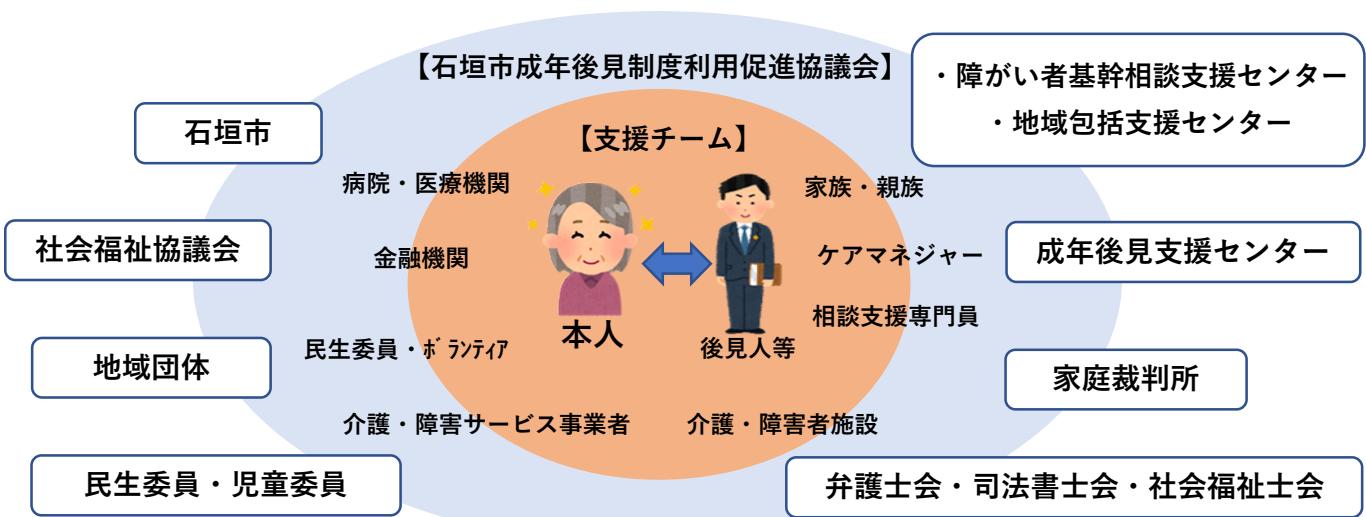
3 利用促進

- 親族申立や本人申立の支援を行います
- 市民後見人の育成、研修および活動の推進を図ります。
- 法人後見の担い手の育成と活動支援を行います。
- 日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行することが望ましいケースについて検討する体制の整備を行います。

4 後見人支援

- 成年後見人等に選任された方からの相談に対応します。

石垣市の地域連携ネットワーク のイメージ



石垣市ホームページ：中核機関（石垣市成年後見支援センター）について

➡23ページ



日常生活自立支援事業について（福祉サービス利用援助事業）

日常生活自立支援事業とは（社会福祉協議会の事業）

高齢や障がいなどによって、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、公共料金の支払い代行等福祉サービスの利用援助を行う事業です。



● 利用対象者

- ・ 軽度の認知症や知的、精神に障がいがあるために、自分の判断で公共料金の支払いなどを適切に行うことが困難な方。
- ・ **日常生活自立支援事業の契約内容が理解できる方**
※ 療育手帳や精神保健福祉手帳をもっていない方、認知症の診断を受けていない方でもお気軽にご相談ください。
- ・ 認知症や障がい等に起因せず、単に浪費であることや債務整理等を理由として、本事業の利用を希望される場合は、対象となりません。

● 主な支援内容

- 1 福祉サービスの利用援助
 - ・ 福祉サービスに関する情報提供
 - ・ 福祉サービスを利用する際の契約や介助の手続き
 - ・ 福祉サービスの利用についての苦情解決制度を利用する手続き
- 2 日常的金銭管理サービス
 - ・ 福祉サービスの利用料や公共料金の支払い手続き
 - ・ 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・ 支払いに必要な預貯金の払戻や預入の手続き
- 3 日常生活の事務手続きのお手伝い
 - ・ 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
 - ・ 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度）などの手続き
- 4 書類等の預かりサービス：保管を希望された場合、書類等をお預かりできます。

【保管できるもの】

預金通帳、印鑑、証書（年金証書、保険証、契約書 等）

その他、実施主体が認めた書類

【保管できないもの】

宝石、書画、骨とう品、貴金属、有価証券 等

● 利用料

- ・ 石垣市社会福祉協議会へお問い合わせください。 電話 0980-84-2525 ➡25ページ

日常生活自立支援事業 ～利用手続きの流れ～

相談受付

- 本人や家族、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員、福祉サービス事業者、民生委員、地域の方などから相談を受け付けます。
(相談窓口は、石垣市社会福祉協議会です。)

訪問調査

- 専門員（※1）が自宅や施設、病院などを訪問し、本人と面談を行います。
- 本人が困っていることや支援に関するご希望をお伺いします。



支援計画

契約書の作成

- 本人の困りごとや希望を整理し、支援計画にまとめます。
- 専門員が契約書を作成します。

契約

- 契約書の内容を本人に説明します。
- 本人、石垣市社会福祉協議会、沖縄県社会福祉協議会の間で三者契約を結びます。



サービス開始

- 支援計画書に基づいて、本人へのサービスを開始します。
- 生活支援員（※2）が、月に1回程度訪問します。

※1 専門員

- ・ 利用に関する調査、契約の締結及び終了等の手続きを行います。
- ・ 本人からの相談、各関係者との連絡調整を行います。
- ・ 必要に応じて、訪問し、支援計画書に沿って支援します。



※2 生活支援員

- ・ 定期的に訪問し、支援計画書に沿って支援します。
- ・ 生活費のお届け、公共料金等の支払いを行います。
- ・ 支援内容や本人の心身の状況、生活状況等を専門員に報告します。



●問い合わせ・利用申込先

社会福祉法人 石垣市社会福祉協議会

〒907-0004 石垣市字登野城1357-1 石垣市健康福祉センター内

電話 0980-84-2525

→25ページ

権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧

成年後見制度 相談窓口

● 石垣市障がい者基幹相談支援センター（石垣市障がい福祉課内）

- ・障がい者福祉の総合相談窓口

〒907-8501 石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

電話 0980-87-9211

受付日・時間： 月～金 9時～12時、 13時～16時

（祝祭日、年末年始、慰靈の日を除きます）



● 石垣市地域包括支援センター（石垣市介護長寿課内）

- ・高齢者福祉の総合相談窓口

〒907-8501 石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

電話 0980-84-3333

受付日・時間： 月～金 9時～12時、 13時～16時

（祝祭日、年末年始、慰靈の日を除きます）



成年後見制度 中核機関

● 石垣市成年後見支援センター（石垣市福祉総務課内）

- ・関係機関とのネットワークづくり、セミナー・研修会の開催など

〒907-8501 石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

電話 0980-87-5515

受付日・時間： 月～金 9時～12時、 13時～16時

（祝祭日、年末年始、慰靈の日を除きます）



- ・石垣市ホームページ：中核機関（石垣市成年後見支援センター）について



成年後見制度の申立にすること

● 那覇家庭裁判所 石垣支部

〒907-0004 石垣市字登野城55 （裁判所バス停前から徒歩1分）

電話 0980-82-3812

受付日・時間： 月～金 9時～11時、 13時～16時

（祝祭日、年末年始を除きます）



● 裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

手続きの説明の他、家庭裁判所や申立書書式等を紹介しています。

- ・後見制度の説明

- ・那覇家庭裁判所ホームページ

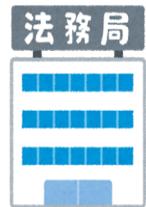


権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧

登記事項証明書の交付申請に関すること

● 東京法務局 民事行政部 後見登録課（郵送請求の場合）

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
電話 03-5213-1360（祝祭日、年末年始を除きます）



● 那覇地方法務局 戸籍課（窓口請求の場合）

〒900-8544 沖縄県那覇市樋川1-15-15
電話 098-854-7953（祝祭日、年末年始を除きます）

任意後見契約・公正証書に関すること

● 那覇地方法務局 石垣支局（※石垣市の場合）

〒907-0004 石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎内
電話 0980-82-2004（祝祭日、年末年始を除きます）



● 那覇公証センター

〒902-0067 沖縄県那覇市安里176-4 マリッサヒルズ3階
電話 098-862-3161（祝祭日、年末年始を除きます）



消費者被害に関すること

● 沖縄県消費生活センター八重山分室

〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 八重山合同庁舎1階
電話 0980-82-1289
受付日・時間：月～金 9時～12時、13時～16時（祝祭日、年末年始を除きます）



法的トラブルで困ったとき

● 日本司法支援センター 法テラス（サポートダイヤル）

平日9時～21時、土曜日9時～17時（祝祭日、年末年始を除きます）
電話 0570-078374



※固定電話から 全国一律どこからでも市内通話料金

※携帯電話から 通常の通話料金（注意：かけ放題プランの対象外です）

※公衆電話から 全国一律40秒11円

電話 03-6745-5600

※IP電話から 3分約9.24円

権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧

日常生活自立支援事業に関すること（福祉サービス利用援助事業）

● 社会福祉法人 石垣市社会福祉協議会

〒907-0004 石垣市字登野城1357-1 石垣市健康福祉センター内

電話 0980-84-2525

受付日・時間： 月～金 9時～12時、13時～16時

(祝祭日、年末年始、慰靈の日を除きます)



● 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

〒907-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1

電話 098-887-2028

受付日・時間： 月～金 9時～12時、13時～16時

(祝祭日、年末年始、慰靈の日を除きます)

専門職に相談したい場合

● 沖縄弁護士会

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2丁目2番26-2号

電話 098-865-3737

受付日・時間： 平日 10時～12時、13時～15時

(祝祭日、年末年始を除きます)



相談料： 原則無料 ただし、一定の資力に満たない方は、法テラスの制度による無料相談を利用できる場合があります。

また相談内容によっては無料相談も実施していますので、弁護士会にお問い合わせください。

● 沖縄県司法書士会

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部（沖縄県司法書士会内）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4丁目16番33号

電話 098-867-3577

受付日・時間： 月～金 9時30分～17時

(土・日、祝祭日、年末年始を除きます)

● 社会福祉士

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

権利擁護センター ぱあとなあ沖縄（うちなー）

・ぱあとなあ沖縄は、成年後見活動を行う社会福祉士会の内部組織です。

市町村や成年後見制度中核機関等における権利擁護支援の体制整備に関する相談や、後見人等の受任調整、地域課題解決に向けた支援会議等へ参画しています。

※成年後見制度の申立支援等は、弁護士法・司法書士法に抵触するため、対応しておりません。

申立に必要な書類の例 ※家庭裁判所に確認してください

- 那覇家庭裁判所ホームページ

<https://www.courts.go.jp/naha/saiban/tetsuzuki/kouken/index.html>



【申立書類】

- 後見・保佐・補助 開始等申立書
- 申立事情説明書
- 本人の親族関係図
- 本人の親族の意見書（推定相続人の範囲でそろえる）
- 後見人等候補者事情説明書
- 本人情報シート ➡ 27ページ（参考書式）
- 本人の診断書（成年後見制度用） ➡ 29ページ（参考書式）
- 鑑定に関する連絡票
- 本人・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） ※発行から3か月以内のもの
- 本人・後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票 ※発行から3か月以内のもの
- 本人の登記されていないことの証明書
- 本人の財産目録
- 本人の相続財産目録（本人が相続人となっている相続財産がある場合）
- 本人の収支予定表
- 本人の療育手帳・精神保健福祉手帳等のコピー
- 代理行為目録（保佐・補助開始申立のみ必要）と本人の同意書
- 同意行為目録（補助開始申立のみ必要）と本人の同意書



【本人の財産・収支に関する資料】

- 預貯金に関する資料（預貯金通帳又は残高証明書）
- 有価証券等に関する資料（取引残高報告書等）
- 保険等に関する資料（保険証書、契約書、保険会社からの通知書等）
- 不動産の登記全部事項証明書（注意※原本に限る）
- 固定資産評価証明書、固定資産税課税明細書（通知書）、固定資産課税証明書
- 負債に関する資料（金銭消費貸借契約書、返済明細書等）
- 遺産に関する資料（被相続人名義の通帳、遺産分割協議書（案）等）
- 収入に関する資料（年金額決定通知書、源泉徴収票、確定申告書控え等）
- 水道光熱費・家賃・保険料に関する資料（領収書、契約書等）
- 医療費・施設費に関する資料（領収書等）
- 税金・社会保険料に関する資料（保険料決定通知書、固定資産税納税通知書、特別徴収税額通知書等）
- その他の財産・その他の支出（家族扶養料、定期的な支出、負債の弁済等）に関する資料



参考書式

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。

※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。

※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 月 日

本人 氏名 : _____	作成者 氏名 : _____ 印
生年月日 : _____ 年 月 日	職業(資格) : _____
	連絡先 : _____
	本人との関係 : _____

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用） あり なし
 施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 年 月）
 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
 非該当
 障害支援区分（認定日： 年 月）
 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称）（判定）
 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

（1）身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
(今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

（1）身体機能・生活機能について
<p><input type="checkbox"/> 支援の必要はない <input type="checkbox"/> 一部について支援が必要 <input type="checkbox"/> 全面的に支援が必要 (今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)</p>

（2）認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

※ 以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる 理解できない場合がある
 ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる 記憶していない場合がある
 ほとんど記憶できない 記憶できない

- エ 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

- (3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある
(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

- (4) 社会・地域との交流頻度について
 週1回以上 月1回以上 月1回未満
- (5) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない
- (6) 金銭の管理について
 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
(支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等)

- 4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

- 5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 その他
(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

- 6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
(※御意見があれば記載してください。)

参考書式

(家庭裁判所提出用)

診 断 書 (成年後見制度用)

(表 面)

1 氏名	男・女	
	年 月 日生 (年齢)	
住所		
2 医学的診断		
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)		
所見 (現病歴、現症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)		
各種検査		
長谷川式認知症スケール <input type="checkbox"/>	点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可	
MMSE <input type="checkbox"/>	点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可	
脳画像検査 <input type="checkbox"/> 検査名 :	(年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施	
脳の萎縮または損傷等の有無		
<input type="checkbox"/> あり		
所見 (部位・程度等) :		
<input type="checkbox"/> なし		
知能検査 <input type="checkbox"/> 検査名 :	(年 月 日実施)	
検査結果 :		
その他 <input type="checkbox"/> 検査名 :	(年 月 日実施)	
検査結果 :		
短期間に内に回復する可能性		
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い	<input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い	<input type="checkbox"/> 分からない
(特記事項)		
3 判断能力についての意見		
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。		
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。		
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。		
<input type="checkbox"/> 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。		
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。		

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

[]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

[]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

[]

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など）について

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や、自分の生年月日など）について

障害なし ときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

[]

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

[]

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

[]

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった

（受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。）

[]

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。



石垣市成年後見制度利用サポートブック

令和7年10月版

石垣市成年後見支援センター・石垣市障がい者基幹相談支援センター・石垣市地域包括支援センター

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

石垣市福祉部福祉総務課内 石垣市成年後見支援センター

電話 0980-87-5515 e-mail fukusoum@city.ishigaki.okinawa.jp

石垣市ホームページ：中核機関（石垣市成年後見支援センター）について

(QRコード)

